

- 指針ver1.0においては、個人情報に対する個人のコントロールビリティの確保と、情報銀行の監督による提供先での適切な取扱いの確保という考え方から、情報銀行は情報提供先に対し、個人情報の再提供を禁止することとされている。
- 他方で、情報銀行からの直接の提供先（本項では一次提供先と記載）から別の者（本項では二次提供先と記載）への情報の提供については「再提供」にあたらなければ禁止されず、情報銀行を通じた個人情報の流通のためには、どのような場合に「再提供」にあたるのか、明確化される必要がある。具体的には以下の①～④であれば、「再提供」にはあたらない。
- ①～④のいずれにも当てはまらない場合は、第三者への「再提供」にあたり、本指針においては禁止されることとなる。

● 指針の記載を変更

[指針ver1.0の認定基準における記載]

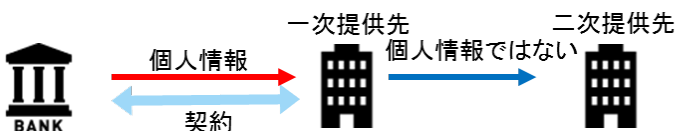
・個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の再提供の禁止

【考え方】指針ver1.0では、以下について確実に満たすため、再提供を認めないこととしている。

- (A) 個人のコントロールビリティ確保のため、提供先第三者及び利用目的に関し、個人の同意が適切に取得されること
- (B) 情報銀行が提供先での個人情報の適切な取扱いについて監督し、提供先における問題発生時の責任も負うこと

■ 二次提供先でのデータ利用が認められるケース（再提供にあたらぬ）

① 一次提供先において加工するケース（個人情報でない）



- 指針では、個人情報の再提供を禁止することとされているため、個人情報ではない情報については制限されない。
- ただし、加工して利用することについて、予め利用目的として本人に示すことが必要。

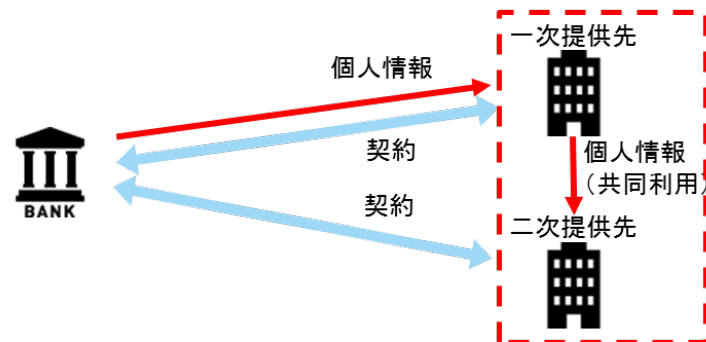
② 個人情報の取扱いを委託するケース



- 一次提供先から委託に伴って提供する場合は、個人情報保護法において本人の同意が必要となる「第三者への提供」にあたらぬ。
- 提供先と委託先の間には業務委託契約が締結され、(A)及び(B)については満たされると考えられる。

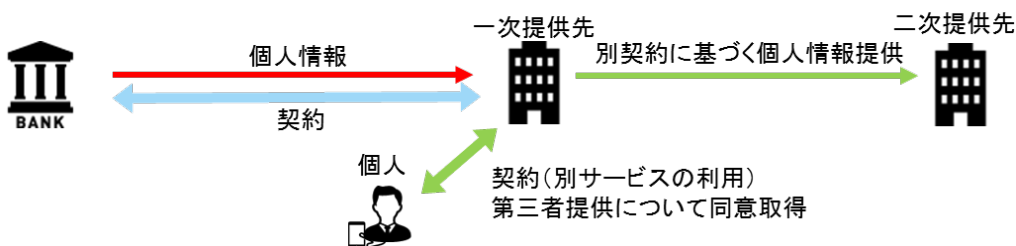
3-③ 情報提供先からの「再提供」禁止に関する考え方

③提供先が共同利用するケース



- 共同利用にともなってデータが提供される場合は、個人情報保護法において本人の同意が必要となる「第三者への提供」にあたらぬ。
- この場合、(A)を満たすため、個人が共同利用が行われる事業者の範囲を正しく把握できるようにした形で、提供先の条件について個人に提示する必要がある。
- また、(B)を満たすため、情報銀行が共同利用を行う全ての者と契約することが必要である。

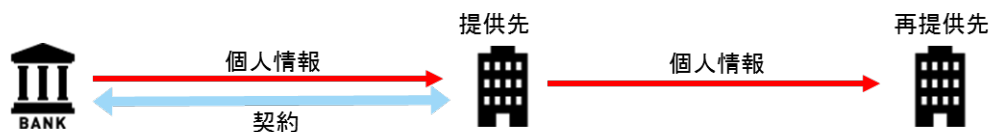
④個人が一次提供先のサービスを利用し、直接契約を結ぶケース



- 個人と提供先が別にサービス提供に関する契約を結び、当該サービスに関するデータを再提供する場合であれば、情報銀行の責任が及ぶ範囲の外であると整理できる。
- 一次提供先から二次提供先への提供については、提供先の責任において、個人から適切に同意を取得する必要があり、情報銀行の監督の範囲外であることが個人から見ても明らかである必要がある。

■「再提供」にあたり禁止されるケース

⑥①～⑤に当てはまらない再提供のケース



- 「再提供」のケースでは、情報銀行と再提供先の間には直接の契約がなされないため、(B)情報銀行が再提供先の監督を行うことはできない。